

# 南魚沼市難聴者補聴器購入費助成事業のご案内

聴力機能の低下により日常生活に支障をきたしている中高年の方のコミュニケーション能力の維持、向上を図り、認知症、うつ病等の発症リスクを低減させるため、予算の範囲内で補聴器購入費の一部を助成します。

## 1. 事業実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

## 2. 助成対象者

身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴者であって、次に掲げる要件を満たす人

- 1 市内に住所を有する50歳以上の人
- 2 両耳の聴力レベルが40デシベル以上の人  
(ただし、医師が補聴器の装用を必要と認めた場合はこの限りではありません。)
- 3 補聴器の装用により、コミュニケーション能力の維持、向上について効果が期待できると医師が判断した人

## 3. 助成対象経費

補聴器の購入費

(ただし、補聴器の修理費や補聴器の付属品単体での購入費、その他補聴器の購入に直接関係しない経費は助成対象外です。)

## 4. 助成額及び助成上限額

区分	助成額	上限額
生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する助成対象者	補聴器購入費に係る額	25,000円
上記以外の助成対象者	補聴器購入費に係る額の1/2の額	25,000円

## 5. 申請方法

裏面のとおり

**※補聴器を購入する前に申請が必要となります。(購入後の申請はできません。)**

## 5. アンケート調査

当事業を利用する65歳以上の人には、新潟県が実施する補聴器利用促進・調査事業(アンケート調査)へのご協力をお願いさせていただきます。

## 6. 問い合わせ

当事業についてご不明な点がある場合には以下のお問い合わせ先にご相談ください。

# 申請方法

(必ず、補聴器を購入する前に申請してください。)

(1) 申請書類等を取得する。

- ・市役所の窓口（介護保険課、大和市民センター、塩沢市民センター）や市のウェブサイトから、①「難聴者補聴器購入費助成申請書（様式第1号）」、②「補聴器購入意見書（様式第2号）」の様式を取得します。

(2) 「医師意見書」を準備する。…医療機関を受診する。

必要書類：医師意見書（補聴器購入意見書（様式第2号））

- ・医療機関を受診し、申請の対象となるかについて医師に相談します。
- ・申請の対象となるときは、医師意見書の作成を依頼します。  
※医師意見書の作成は、身体障害者手帳用の診断書の作成ができる指定医師に依頼してください。
- ※医療機関の受診や医師意見書の作成にかかる費用は、自己負担となります。

(3) 「補聴器の見積書」を準備する。…補聴器販売店に行く。

必要書類：(2) で作成した医師意見書

- ・補聴器販売店に、「(2) で作成した医師意見書」を持参し、購入する補聴器の見積書を作成してもらいます。
- ※見積書に指定の様式はありません。

(4) 申請…市役所（介護保険課、大和市民センター、塩沢市民センター）に行く。

必要書類：①難聴者補聴器購入費助成申請書（様式第1号）、  
②(2)で作成した「医師意見書（補聴器購入意見書（様式第2号））」  
③(3)で作成した「補聴器の見積書」

- ・市役所の窓口（介護保険課、大和市民センター、塩沢市民センター）に必要書類を提出します。
- ・書類審査の結果、助成を決定するときは、「助成決定通知書（難聴者補聴器購入費助成決定通知書（様式第3号））」及び「難聴者補聴器購入費助成請求書（様式第5号）」が届きます。

(5) 補聴器の購入…見積書を作成した補聴器販売店に行く。

必要書類：①(4)で交付を受けた助成決定通知書  
②難聴者補聴器購入費助成請求書（様式第5号）

- ・助成決定通知書が届いたら、見積書を作成した補聴器販売店で補聴器を購入します。（助成決定額を差し引いた金額で補聴器を購入します。）
- ・助成決定通知書に同封の「難聴者補聴器購入費助成請求書（様式第5号）」の「請求及び受領委任状」欄を記入し、補聴器販売店に提出します。
- ※「難聴者補聴器購入費助成請求書（様式第5号）」は、補聴器販売店が市に助成金の請求をする際に必要な書類になります。